

令和3年

総務委員会

9月13日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和3年9月13日

午前10時00分 開会

午後零時09分 閉会

1. 出席委員

委員長	月岡修一	副委員長	林ゆきひろ
委員	堀内ちほ	委員	宮本英彦
委員	鵜飼貞雄		
議長	一色美智子		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木美智雄	議事課長	塚谷友昭
議事担当係長	寺島慎二	議事課主事	松林淳

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	土屋正典
行政経営部長	小串真美	市民生活部長	馬場秀樹
経済建設部長	宇佐見恭裕	教育部長	藤井和久
企画政策課長	中村泰正	公共施設管理課長	中田勝次
財政課長	萩野昭久	総務課長	山田隆貴
防災防犯対策課長	堅田直寛	債権管理課長	加藤健治
市民協働課長	松本小牧	市民課長	杉浦由季
都市計画課長	中野忠之	学校教育課長	高木安司

5. 傍聴議員

いとうひろし	服部龍一	中村めぐみ	ごとう学
三浦桂司	近藤ひろひで	青木亮	郷右近修
清水義昭	近藤郁子	毛受明宏	近藤千鶴
ふじえ真理子	近藤善人		

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○総務委員長（月岡修一議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は5つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いいたします。

○議長（一色美智子議員） 皆様、おはようございます。

本日、総務委員会です。慎重審議、よろしくをお願いいたします。

それと、緊急事態宣言が出ておりますので、できる限り円滑な議事進行ができるよう御協力をよろしくをお願いいたします。

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（月岡修一議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議案に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

事前に提出していただきました資料要求書についてお諮りいたします。

議案第63号 令和3年度豊明市一般会計補正予算（第6号）について、林委員より資料請求がありました。林委員より資料請求の趣旨説明をお願いいたします。

○林 ゆきひろ委員 議案第63号の令和3年度豊明市一般会計補正予算（第6号）補正予算書の13ページにあります栄中学校の擁壁改修工事費1,238万5,000円、この擁壁の設計図、こういった擁壁を造るのかというのを確認させていただきたいので、資料をお願いするものであります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 当局において資料は用意できますか。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 用意できます。

○総務委員長（月岡修一議員） お諮りいたします。

本委員会として、資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（月岡修一議員） 賛成少数です。したがって、資料請求は否決されました。

それでは、議案のほうに入らせていただきます。

初めに、議案第55号 財産の買入れについて（救助資機材搭載型積載車）を議題といたします。

本案件につきまして理事者の説明を求めます。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） それでは、議案第55号 財産の買入れについて御説明させていただきます。

1、物品名、救助資機材搭載型積載車。

2、納入場所、豊明市消防団。

3、数量、2台。

4、買入金額、2,750万円。

5、買入先、名古屋市中区金山二丁目1番5号、平和機械株式会社、代表取締役、小野寛利氏。

6、契約の方法、6社の指名競争入札によるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 1点教えてください。昨年度もたしか、昨年度は3台でやりましたよね。そのときのを1台割りすると1,386万円、今回出されているのを見ると1台当たり1,375万円という計算になるかと思うんですけども、この額に差が出ているのはどういったことでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 特に仕様については変わっていないんですけども、車のほうのモデルチェンジというのがございまして、若干、今までは4WDという形だったんですけど、最近の形がちょっと若干変わったということがあるのと、台数が3台から2台ということになったので、この金額になりました。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質問はございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほどありましたように昨年3台で今年2台なんですけど、昨年のおきも聞いていると思いますけれど、2台を買い換える理由についてもう一度お願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） まず、昨年度も御説明させていただいたということなんですけども、基本的にはまず車の年数というのもございまして。

それと、今回小型ポンプという形で、今までのポンプ車と違いまして、現行のやつにつきましては準中型の免許がないと乗れないという形になっております。これは平成29年3月12日以降に普通免許を取得した方は乗れないという形になりまして、それで小型に変えるという形になっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 車の年数は何年たって買い換えるのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） おおむね十七、八年という形になっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この古い2台はどうされるんですか。前回の3台と同じような処分の仕方でしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、委員がおっしゃるとおり、昨年度と同様に日本消防協会を通して海外に寄附する形になると思われま。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 昨年3台、今年2台で、昨年の資料を読みますと残る4分団は来年度以降ということで、そのうち2分団が今年度の議案にのっているんですけど、どこの分団が残っているかということと、あとの2台の計画はどういう計画でしょう。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 現行残っているのが4分団と6分団が残っております。こちらにつきましては来年度以降に買換えを検討しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 昨年度国庫補助金がついているんですけど、今年はないんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今年度もつきます。南海トラフ地震等対策事業費補助金というものが、そちらのほうに補助がついております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの御説明でまだ4分団と6分団が新しく配置されていないということなんですけども、その分団で中型車の運転ができない方というのは何名かいらっしゃるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 現行で調べた限りでは4分団はゼロで、6分団が9名いらっしゃいます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回の入札の結果を確認したんですけども、最初6者が入札をされておりまして、1回目では決まらずに2回目で今回決まった会社さんのみの入札、あと5者が辞退ということになっております。まず、このような状況について要因とか理由とかをどのように分析されておりますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） おっしゃるとおり2回目ではもう1者以外は辞退という形になりました。こちらにつきましては1回目で落ちなかったということで、予定価格が各社にとっては厳しかったのかなというふうに認識しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質問は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回の予定価格を決める際の見積りをどのように取ったのかということをお聞きしたいんですけども、何者からかと、それは平均のを取ったのか、最低ラインなのか、どのように取ったんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 参考見積りににつきましては3者から取っております。平均か最低価格かということですけども、こちらについては最低のほうから取っております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質疑のある方。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第55号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第57号 豊明市駐輪場再整備に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましても理事者の説明を求めます。

堅田課長。

○防災防犯対策課長(堅田直寛君) 豊明市駐輪場再整備に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

それでは、御説明させていただきます。

この案を提出するのは、豊明市駐輪場の再整備に伴い、前後駅前市営駐車場及び前後駅南地下駐車場を廃止し、駐輪場として整備するとともに、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理運営を行うことによりまして市営駐輪場の廃止と放置自転車の撤去の厳格化を行うためでございます。

それでは、内容について御説明させていただきますので、1枚おめくりください。

第1条の豊明市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正につきましては、各駅周辺に放置自転車禁止区域を設定し、区域内に放置された自転車を撤去し、所有者から返還費用を自転車1台1,000円、原付につきましては2,000円の手数料を定めるものでございます。

第2条の豊明市有料駐車場条例の一部改正についてですが、月ぎめ駐車場以外を廃止するものでございます。

条文及び別表中の前後駅前市営駐車場及び前後駅南地下駐車場の文言を削除するとともに、回数券の発行を先行して取りやめます。経過措置としまして、回数券は令和4年3月31日まで使用できます。

次のページの第3条、豊明市有料自転車駐車場条例の廃止についてですが、協定によりまして公益財団法人自転車駐車場整備センターが現在の有料駐輪場を含め、全ての駐輪場を管理運営することになりますので、市営の駐輪場でなくなるため廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行しますが、有料駐車場の回数券の廃止に係る規定は令和3年10月1日から、2か所の駐車場に関する規定は令和4年4月1日から、市営駐輪場の廃止及び放置自転車対策に係る規定は令和4年10月1日からとなります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 まず、放置自転車の自転車1台1,000円、原付2,000円、今まではこれではなかったと思うんですけど、これを新設した理由は何でしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましては有料駐輪場として整備させていただくということで、今後は、先ほどもありましたけれども、そういう駐輪場を止めない方に対してより厳格化するということと、現状でも正直なかなか駅前等で自転車があふれている状況で、歩行者等の歩行に対してちょっと支障があるということもございまして、厳格化させていただくということでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 たしか3月に市民の方への説明会があったと記憶していますが、そのときの内容と今現在の内容と変わっている点などがありましたら教えてください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） まず、今ありましたけど、3月に説明会、これは利用者の方に説明会をさせていただきました。あと7月にも地元の説明会を開催させていただいたんですけども、こちらのほうでいただいた意見としましては、意見を基に修正させていただいているんですけども、当初の4か所の約2,300台から7か所2,500台に増やしております。また、125ccのバイクも駐輪できるようにさせていただいております。

さらにですけども、今回の補正予算で上程させていただいているんですけども、こちら

も当然お認めいただければという話なのですが、駐輪場再整備で削減できる市の経費を駅利用者の防犯対策に充てるということで、各駅周辺に防犯カメラを10台ずつ設置して皆様に安心して利用できるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 堀内委員。

○堀内ちほ委員 その内容が変わった点は市民の方からの意見が反映されて採用されたということですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、委員がおっしゃるとおりです。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 確認なのですが、先ほどもおっしゃられた補正で数字が上がっていますが、この3駅の駐輪場の整備には市の負担分が8,800万円以上はかからないという認識でよかったですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらの負担金は8,800万円という形で、市としてはここの建設費もそうなんですけども、今後の管理期間中の運営費、そちらのほうもかからないということで、当初の負担は8,800万以下という形になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 事前に頂いた資料の中でお伺いします。先ほどありましたが、建設費が2億3,000万から約3億3,000万に建設費そのものが上がっているんですけど、これは駐輪場の台数を大幅に増やしたというその理由だと思いますけど、この建設費の積算はセンターさんがやられた積算でしょうか、あるいは市当局が積算したんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらについては整備センターの試算になります。
以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。
宮本委員。

○宮本英彦委員 整備センターの試算ということになりますと、この建設費が仮に上がろうが下がろうが豊明市の負担は8,800万で変わらないという先ほど返事がありましたけれど、建設費そのものの元が変わっても変わらないという理解でよろしいのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。
堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましては8,800万以上に上がるということとはございません。
以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。
宮本委員。

○宮本英彦委員 あと料金についてお伺いしたいんですけど、料金は現行の料金に比べると大幅にアップしている料金になるんですけど、まずこの料金体系、料金そのものについてどのようなお考えでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。
堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、御質問がありましたけども、基本的に私どもは近隣の市町の駐輪場の料金を参考にさせていただいてその平均等から算出しております。ただ市長のほうからの強い意向がございまして、利用者の1日100円ということと、高校生の方に対する金額についてはぜひ抑えてほしいという話がありましたので、そういった形での決定となっております。
以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。
土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） 補足させていただきます。当然駐輪スペースが広がったり、あと屋根を設けたり、あと先ほど申し上げた防犯カメラ等の周辺環境の向上ということもございまして、そういったことも含めて、なおかつ料金アップについては極力抑えてほしいということで、大体1.5倍をめどにという形で整備センターと交渉した結果このような値段となっておりますし、いわゆる負担の公平性ということからいけば、受益者負担の

観点から言ってもこの値段が適当であるというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 参考資料の新旧対照表からお願いします。第17条2項の「市長は盗難その他やむを得ない事由があると認めるときは」のこの一文なんですけども、ちょっと僕、理解できないので、どういったことに当たるのか説明してもらえますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） ごめんなさい。もう一度、すみません。

（第17条の2項の市長は盗難その他やむを得ない事由があると認めるときは前項の費用を免除することができるの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 基本的に禁止区域に放置された自転車を撤去して、それに対して今度取りに来られた方に対して返還手数料を求める形なんですけども、ここにありましたとおり、例えば盗難されてそこに放置された場合ということは、その方に対する責任がないということでの減免といいますか、そういったことになっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほどのその関連で、市長が免除することができると。これはこれでいいんですけど、要するに放置自転車に対する1,000円の徴収なんですけど、これを一般的に考えると、放置自転車の盗難の場合はなかなか徴収する相手を見つけることはできないからこの市長の減免の対象に入ると思うんですけど、放置自転車をする人に対して1,000円を徴収する人は市の職員だと思うんですけど、それはどのような体制で徴収されるのか。そういう徴収体制なんかはある程度考えてみえるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、委員がおっしゃったとおり、基本的には市で対応する形になると思います。現行でも料金は取っていないんですけども、駐輪場で撤去した自転車について、返還の申出があった場合は私どもが電話で承って仮保管場からその自

転車を持ってくる形になりますので、今後もそういった駐輪場から撤去した場合については、その仮の保管場から持ってくる時に手数料を当然納めていただかなければお返しできないという形になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 あと新しい駐輪場の料金体系からお伺いしますが、ここに生活保護受給者世帯等については駐輪場料金の減免想定と書いてあるんですけど、いいですか。

この減免対象者は等、などが入っていますので、ここだけでは分かりませんが、ほかにどういう方を想定されているのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましては、今、ありましたけど、生活保護の方ですとか、あるいはいわゆる障がいをお持ちの方とか、そういった方を今、該当させようとしております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 その対象者というのは、センターさんが管理されているほかの市町の減免対象者とほぼイーブンというような考え方でいいんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 生活保護の方と障がいの方につきましては整備センターが、今、おっしゃったとおり、そちらのほうで対応しているところはほとんど一緒です。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 その減免というのは全額減免なのか。例えば一部減免とか、半分減免とか、その減免の内容というのはある程度センターとは話をされているのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 先ほど私が申し上げました生活保護の方ですとか、そういった障がいの手帳をお持ちの方につきましては今のところ全額を免除したいというふうに検討しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 放置自転車の防止の点で、費用の徴収で自転車1台につき1,000円で原付が1台2,000円というこの金額なんですけど、これはどのようにしてこの金額を決めたんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましても近隣の自治体等を調べさせていただいております。そういったところから金額を算出しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 放置自転車の防止で禁止区域を、これは今も禁止区域があると思いますが、また新たに設ける考えがあるのか。あるのであればどの辺りを考えているのかをお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらのほうにつきましては、当然ながら各駅周辺、前後、豊明、中京競馬場前、こちらの全ての駅周辺という形で考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この放置自転車の撤去についてはどのくらいの期間で撤去するのか。そして、それは誰がどのようにして見て回るのか。見回る頻度も併せてをお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） まず、誰がという形につきましては、まだ市直営であるとか、委託であるとか、そういった細かいところまでは決まっておりません。

頻度につきましては基本的には即時撤去という形を考えておりますので、1日のうちに例えば1回、2回とか、そういった形で見回るといような形がいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 確認ですが、この設定された駐輪場の利用料金というのは今後何年間は変更がないとか、そういう約束事みたいなことはありますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 基本的にはこの料金でやっていけるという形での整備センターとの協定になりますので、こちらの金額が上がるということはありません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 それに関連してですけど、料金は基本的にはセンターさんが、要するに私が一般質問のときにここは民設民営だということで、料金も基本的にはセンターさんが主導権を持っていると思うんですけど、豊明市は料金に関してどの程度の関与度合いとか、一方的にセンターさんが決めるということはないと思うんですけど、そこら辺の折り合いはどのような程度でしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 先ほどちょっと説明させていただいたんですけど、最初に市長のほうからも1日利用100円ですとか、高校生の方に特に配慮とか、そういう形がございました。それで、私どもも何度も何度も向こうから提示された金額ですとか、こちらの先ほど申しあげました近隣の自治体との比較ですとか、あと市としてどうしても譲れないところ、そういったところを全部踏まえて金額を決定しておりますので、一方的に整備センターから言われたということではございません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 今の体系を決めるのはそういうことだと思うんですけど、これからのことを考えると、一定程度センターはセンターなりに収益を上げなくても、公益財団法人でするので、あまりもうける必要はないと思うんですけど、これから先の料金設定に対する市の関与度合い、最初はこれでいいんですけど、これで決まったということなんですけど、これからはどんなものでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 当然ながら整備センターにお願いしたからと言って勝手に料金を上げるとか、そういったことはあり得ませんので、もし何かあれば当然ながら協定のところに基づくと思うんですけども、私どもと協議しながらという形になりますので、一方的に整備センターが変更するということはございません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今の関連で、条例の中に管理者というのが市長になっていると思うんですけども、なので、そういった認識の中でいくと、市のほうでの発言権と言ったらあれですけども、一方的に何かをやられるということはないという理解でいいですかね。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、委員がおっしゃるとおりで、一方的にとということとはございません。

（条例の中で、条例の2は、これはセンターの運営になるから、市長が関与するというのはの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 申し訳ございません。協定に今後は基づいてという話になりますので、市長の関与も、市長といたしますか、私どもも関与させていただく形になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 放置自転車の撤去した自転車の保管場所、今もありますけども、現状でその場所というのは足りるというふうに考えているのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 基本は足りるとは思っておりますが、万が一足りないという場合でありましたら、こちらのほうで一部駐輪場として現行使っているところで使わないところも出てきますので、そういったところをまた運用していくという形も考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今の関連です。現行の仮置場なんですけども、大体キャパとして何台分ぐらい用意されているんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 高架下になりますので、ちょっと大体で行くと数百台は入るかなという形になっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この駐輪場を私が一般質問で取り上げたときに、前後駅の北駐輪場は横にあるパルネスさんの無料駐輪場のところに、そちらに押し寄せる可能性があるということで、パルネスさんの駐輪場も整備するようなことも少し回答されていたんですけど、今回の駐輪場の再整備の中にはそういう内容については触れられていませんけれど、その内容はある程度話が進んでいるのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） パルネス様の管理会社とはお話をさせていただいておりますけども、まだ最終的な合意という形にはなっておりませんので、今回については合意前ということでこちらにはのせておりません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員　というのは先ほどから出ている放置自転車の関係がありまして、放置自転車なのか、パルネスの駐輪場なのか、非常に紛らわしいケースが、これから放置自転車、しかも1,000円取ろうということですので、紛らわしいケースが出るとは思いますけれど、そこら辺の兼ね合いは大丈夫ですか。

○総務委員長（月岡修一議員）　答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君）　今、一番多いところが委員がおっしゃったところで、交番の前の階段の横、パルネス様の東側というのかな、そこら辺が多い形になります。今、私どももそこをまさに先方と協議させていただいて、駐輪場として整備させていただく形で打合せをさせていただいております。そこが駐輪場となりましたら、当然ながらそこはもうそれ以外は止められませんので、放置自転車はなくなるという形になると思います。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員）　答弁は終わりました。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　有料駐車場に関してですけれども、前後駅の南側地下と前後駅の北の駐車場の収入ですね。これまでの収入とそれに係る維持管理コスト、それからそれを有料駐輪場にした場合の収入と維持管理コスト、これがどちらのほうが有利かというのは、そういう収支の計算というのはされているのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員）　答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君）　有料駐車場の収支についてお答えいたします。前後駅市営駐車場のほうの収支につきましては収入が382万円、支出が212万円で、差額がプラスの150万円ですね。前後駅南地下駐車場のほうは収入が257万円で、支出が1,104万円で、差額がマイナスの760万円になります。時間貸しと合わせますと差額のほうが約590万円のマイナスになります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　では、駐輪場にした場合のその場所での収支、収入と維持管理コストというのは計算されているのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらのほう、全体の費用等は先ほどの建設費は3億2,600万ぐらいでしたか。そういった形になっておりますけど、収入についてはこちらの整備センターの運営のマル秘といいますか、そういった形になっておりますが、私どもも特に数字のほうについては承知しておりません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 整備センターと協定を結ぶということですが、そもそも整備センターと協定を結ぶ形式を考えている理由、市の直営であったりだとか指定管理などは検討されなかったんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましては最初当初の計画でいろいろPFIとか、そういった形で検討した結果、整備センター方式という形になりましたので、そちらのほうはPFIでは市の負担が全額という形になっておりました。そういったことで最初そちらについては一旦白紙に戻していろいろ検討した結果、整備センターでいったら一部負担金を払うだけで済むということになりましたので、そういった結果になっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 整備センターさんと協定を結ぶ場合、整備センターの今回の豊明の駐輪場の収支状況というのは毎年確認ができるのかどうか。どれぐらいの収入があって、どれぐらい維持管理コストや経費がかかっているのかと、そういった報告はいただけるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましては当然ながら整備センター様の収支の形になりますので、現状ではそちらのほうはどうなるかというの私どもではまだはっきり分かっておりません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もし万が一そういった整備センターさんで運営していったときにいろいろ問題が生じるといったときに、例えば市が途中で駐輪場を買い取って市が直営で運営すると、そういうような変更というのは協定書の中でそういったことができるような文言というのは入れる予定はあるのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） そういった細かいところまでは入れる予定はございません。当然ながら何かあった場合は両者の協議という形になりますので、一つ一つの事例についてはそこに細かくは載せる予定はございません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 駐輪場の再整備に伴う条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

条例は放置自転車の1台当たり1,000円、原付2,000円という条例と、それから駐輪場の条例を廃止する条例案ですけれども、それに至った経過がいわゆる駐輪場の再整備に関わる場所に関連することですので、再整備の内容で一番やっぱり市民の人が注目するのは料金がどうなっておるのかなという、そこが一番市民の人に我々もどういふふうな説明をするかということなんですけれども、基本的に私は先ほどの説明で他のセンターが行っている市町村との比較の中も検討したということで、他の市町村、センターが運営している近場の市町村もたくさんありますので、その料金と比較しても豊明の料金が決して高いということではない。高校生のところはむしろ低いなという感じがします。

ただ、市民に説明する場合はこれでも高い、低いとか、比較してというのが非常に難しいと思います。基本的にはやはり新しい駐輪場はサービスが全く違いますので、屋根がつき、整備上そのものが整備されるという、そこに約3億3,000万かかるという、こういうようなやはりサービスの提供に見合った料金だという、こういうような理解を私はしておりますので、サービスに見合った料金体系を設定したと。それが他の市、これでも他の市町

に比べるとまだ安いほうですよ。そのような理解の下に賛成討論とさせていただきます。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第57号の豊明市駐輪場再整備に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今の市営駐輪場を再整備していく必要があるというのは私も異論はありませんけども、やはりまず駅前の市営駐輪場を全面有料化することには反対だというふうに思っています。平成30年のアンケートでも、全面が有料化になった場合、駐輪場を利用しないと回答した方が約3割もいらっしゃる。消費税の増税やコロナ禍によって家計が厳しくなっている中でさらに負担を強いていくということになりますので、駅から少し離れたところであったり、条件は有料のところと差別化が必要だとは思いますが、無料の駐輪場も残していただきたいかなというふうに思います。

また、私の一般質問でも発言しましたが、自転車は環境面や健康面、経済面でも貢献性が非常に高い移動手段だと思っていますので、市としては自転車の利便性の向上を図って促進させていくことが必要ではないかなというふうに思います。そうした駐輪場の運営は大事な施策の1つでありますので、それを整備センターのほうに20年間も出してしまうと。丸投げで任せてしまうということはやはり認めることができないので、私は反対とします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 議案第57号を賛成の立場で討論します。

詳しくは本会議場で述べさせていただきますが、この駐車場の案件については今まで多くの議員が一般質問してきました。無料駐車場がなくなることに異議を唱えられる方もいらっしゃいますが、中京競馬場前駅、前後駅、豊明駅の3駅を利用されている中には豊明市外在住の方も無料駐輪場を使用されています。現在駐輪場の維持管理には市が年間1,800万円を投じています。市のお金は豊明市民の皆様からの税金です。今後は誰もが平等となるように、駐車場を利用される方から使用料をいただく受益者負担が適切と思います。

そして、駐輪場整備するに当たり、3駅周辺に防犯カメラを各駅に10台ずつ設置される補正予算の議案も提案されています。駐輪場を利用される方が安心して安全に使える駐輪場にしていただくことを要望し、条例制定には賛成といたします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第57号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長(月岡修一議員) 賛成多数であります。よって、議案第57号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第59号 豊明市共生交流プラザ条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきまして理事者の説明を求めます。

松本課長。

○市民協働課長(松本小牧君) それでは、議案第59号 豊明市共生交流プラザ条例の制定について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方自治法第244条の2の規定に基づき、豊明市共生交流プラザの設置及び管理について定める必要があるからであります。

それでは、主な制定内容について御説明いたします。

1枚おめくりください。

第1条から第4条は、条例の趣旨、施設の名称、設置する施設等を定めております。

第5条から第11条及び関連する別表第1、第2は、利用許可、利用者の責務及び使用料に関する事項を定めています。

第12条から第15条は、指定管理者に関する事項を定めています。

附則第1条といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行することとし、附則第2条として、条例に規定する施設の利用許可及び指定管理者の指定に関し、必要な手続は条例の施行日前においても行うことができることとします。

また、附則第3条として、豊明市民交流センターの設置等に関する条例(平成30年豊明市条例第40号)は廃止することといたします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(月岡修一議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 このプラザ条例は市民交流センターの条例を廃止してこの共生交流プラザの条例にするということなんですけども、それによってこの条例の中から市民活動の健全な発展というような文言がなくなっているんですけども、この部分がどのようにして進めていくのかということをお聞きしたいんですが、共生交流プラザではそういう市民活動の協働推進というのはどのように行っていくのかお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 市民活動の支援については今後も姿勢は変わりません。この施設におきましては市民のそうした活動とか交流が、例えば孤立している人、社会とのつながりを失っている人、喪失体験をしている方々とか、また社会に生かすいろんな技術を持っている人たちのいろんな機会の提供につながり、それが人の暮らしを豊かにしたり、生きがいをつくるということを目指しておりますので、そうした市民活動がより発展していくものと考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 現在市民交流センターの利用予約ができるのは登録されている市民活動団体だけかと思いますが、登録されている団体数と人数を教えてください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 現在市民交流センターの登録団体数でございますが、平成3年3月末時点で団体数は203団体となっております。人数について把握しておりません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 その共生プラザでも団体登録を行わないと利用はできないのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 先ほどの答弁ですが、ごめんなさい。令和3年3月末時点で団体数が203団体になっております。

そして、登録の許可でございますが、共生交流プラザにつきましてはあらゆる団体とか個人が利用できる施設でございますので、施設を利用できる資格があるかどうかを審査し、登録するという施設利用に係る登録団体制度は不要となります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 市民交流センターの条例に基づく施行規則には、協働のまちづくりを進める推進条例の地域社会活動の推進というのがあったんですけども、市民交流センターの条例が廃止するとその施行規則もなくなりますけども、この共生プラザのそういった施行規則にはそういう文言というのは記載する予定はあるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 施行規則はこれから制定する予定でありますので、まだ決まっておりませんが、市民交流センターの施行規則において市民交流センターがこれまで担ってきた役割としましては地域社会活動の研修会とか、情報の収集とか提供とか、交流や連携の促進等がございますが、これらの事業については共生交流プラザにおいても引き続き実施してまいります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今度は市民交流センターのほうの要綱なんですけども、そこにはセンターを運営する団体は協働推進委員会において承認された団体とすると。そして、その運営団体は協働のまちづくりを進める推進条例を理解し運営しなければならないというような文言があるんですけども、これも共生交流プラザの要綱でそういったことは残していく予定はあるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） まず、共生交流プラザの管理については指定管理者ができるものとなっておりますので、それを考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 共生交流プラザにおいても市民活動の中間支援ということ、先ほど変わらずというふうにおっしゃっていましたが、中間支援コーディネーターの育成であったりとか、マッチングとか、地域に出向いてそういうキーパーソンを発掘するとか、

そういったことまで行っていくのかどうかお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） まず、中間支援というものにどのようなものを期待するかということでございますが、地域に起こっている様々な問題に対しての課題解決ですとか、今ない価値の創造に向けて多様な関係者や多様な機関を動かしていくそういったコーディネーター的な存在というふうに理解しておりますが、それについて市として育てていく、もしくは育てるといのはちょっとおこがましいですが、市としても一緒に取り組んでいくという方針にこれは何ら変わりはありません。

しかしながら、この中間支援組織というのは、豊明市ではありがたいことに様々な団体が担っておりまして、例えば市民活動団体であったり、社会福祉協議会のソーシャルワーカーであったり、生活支援コーディネーターであったり、また、地区ごとに様々な組織ができております。それらの中間支援的役割を担っている団体等がこの共生交流プラザを使うことによって互いに交流したり、学び合ったりする機会になるというふうに思っておりますので、中間支援組織等の育成にも役立つものと考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 では、市民活動団体側から見て今回の市民交流センターから共生プラザになるメリットというのはどのようなことがあると考えていますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） まず、市民団体、市民活動団体といいますが非常に定義はそれぞれでございまして、非常に広い意味で捉えるならば、いわゆるNPO、地域団体、それから生涯学習団体、スポーツ団体、若者のサークル、クラブ等、様々な市民活動がございまして。今回の施設については、いわゆる非営利、公益的な活動を行う狭い意味でのNPOだけにとどまらず、あらゆる団体がひとしく使える場所ということになりますので、これらが交流することによって付加価値を出していけるものと考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 確認なんですけど、現在の市民交流センターを利用されている団体の方へ

の説明会や意見交換会などは開催していただけていましたか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 現在市民交流センターを使っていらっしゃる団体に対する説明会、意見交換会につきましては7月に2回開催をいたしました。参加団体数は56団体、64名の方が参加いただいております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 利用料金の件でちょっと聞きたいんですけども、場合によってはその減免であるとか還付というものも検討されていると思うんですが、そういった内容ってある程度詰められていますでしょうか。もしくは今後指定管理が決まってからそこら辺は詰める話でしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 利用料の還付及び減免に関する事項につきましては、条例の9条の第2項、第3項に定めてございます。

まず、第2項のほうでは、こちらは還付のことについて規定をしておりますが、通常ほかの施設と同様、このただし書の文書につきましては規則のほうで制定をする予定としております。

他施設の例を見ますと、例えば利用の変更、キャンセル等、もしくは災害等公共的な福祉のためにやむを得ない事情によってキャンセル等になったときとか、工事、その他の管理上の理由とか、そういったときには還付することができるというふうになっております。

それから、3項のほうの災害その他特別な理由により利用したときの減免ということでございますが、これは個別判断でございますので、この場で確定的なことは申し上げられませんが、例えば国や県やその他公共的な団体が利用するとき、行政目的等で使用するときが想定されると考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 先ほどの確認、市民交流センターのことなんですけど、その利用団体の方々への説明会ではどのような内容を説明されたのでしょうか。簡単でいいので教えてく

ださい。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） まず、説明会では主に3点説明をしております。1点目は、共生交流プラザの施設の概要、それから2点目は、現市民交流センターが今年度末で閉館予定であること、そして3番目は、共生交流プラザがいわゆる市民活動団体、狭い意味での市民活動団体のみならず、様々な団体が利用できる施設という特性上、有料施設と無料施設が混在し、利用条件は同じであること。そして、施設登録は必要なくなるということをお説明しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 その参加された市民の方々の反応と申しますか、御意見のような声はありましたか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 今、御説明しました3点については特に異論はございませんでした。その他意見としましては、施設の利用方法についての質問や今後その施設でこういった活動をしてみたいという前向きな提案等がございました。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 堀内委員。

○堀内ちほ委員 この共生プラザにはそのような市民の方からの御意見は反映されますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） その説明会でも申し上げましたが、特に施設の利用方法の質問については開設後以降、利用者の皆様と考えていきたいというふうに御説明しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 この議案書の一番最後のページの別表第2なんですが、下の備考の1、2について伺いたいと思います。こういった営利目的で利用する場合には3倍頂きますよ

ですとか、あと受講料を徴収する場合には1人当たり2倍頂きますよと書いてあるんですけども、いろいろほかの公的施設とかでこういった場合は、例えばビラを配るだとか、バナーを出すとか、そういったのは営利目的に当たる。

大体こういうのって自己申告のケースが多いんですけども、豊明市の場合はこれも自己申告で受けるのか。もしくは何かしらそういったガイドラインを設けて誰か、要は施設管理者がそれをチェックする形にするのか。要は早い話が、この利用料の適正な徴収に当たって営利目的で使っているときにはそれなりに頂かないといけないと思うので、その辺りをどのようにお考えになっていますでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） まず、営利目的での活用ということでございますが、そうした民間企業等がイベント等を開催して、それが商売であるということに関してはこれは異論はないと思いますが、特に例えば市民活動団体等が自主財源の確保のために利用料を取ったりとか、ある種の宣伝活動をするというところは微妙なラインかなというふうに思っております。これらの細かいことにつきましては今後指定管理者、そして利用者とともに考えていきたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 別表2の利用料金のところで伺います。4点目の共有部分を占有する場合は各部分1時間につき1,000円ということが記載してあります。そして、共有部分というのがいわゆるリースペースだという事前の説明があったんですけど、このリースペースを設ける理由をまず伺いしたいと思えます。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） フリースペースといいますのは事前予約が要らず、そして利用料金がかからず、来館者が自由に集えたり交流できるスペースという目的で設置しているものでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 フリースペースというのは事前予約が要らないということですけど、

例えば南館の1階のフォーラムというのがあるんですよね。ここがフリースペースになった理由、その説明書きのところに南館入口から最も近い部屋は地域の集会所のように利用できるフォーラムを配置します。どうしてここだけ地域の集会所になっておるんでしょうか。その理由についてお伺いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） フォーラムにつきましては言わば1階部分でございますので、アトリウム的な役割というふうに考えております。1階でより人が立ち寄りやすい部分でございますし、また、外から見ても人が集まっている、交流しているということがよく分かるところだからこそ、その部分はいわゆる団体の占有にせず、皆さんが立ち寄れる場所ということで設置したものでございます。

集会という意味はちょっと語弊を招くかもしれませんが、来館者が様々な打合せをしたり歓談をしたりするスペースというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 来館者が様々な集まりやすい場所をこの1階に設定したということですけれど、例えばどういう事例を想定されているんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） こちらは特にみんなのテラスというのがちょうどございまして、そういうところで例えばイベントとか、いろいろお子様連れで皆さん来られたりという方が多くいたときに、休憩して部屋のそちらフォーラムのほうに入ってきて自由に使っていたりとか、そういった場所として使っていただければいいのかなというふうには考えております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 私がこだわるのはその説明書きのところに地域の集会所の利用を想定しているというようなイメージがここの中に感じるんですけれど、地域の集会所は地域が設置するものであって、公の機関というか施設を市が提供するということは基本的には考えられない。公民館とかそういうのは別ですけれど。そういうようなことでこういう説明書きはあまりイメージとしてはよろしくないと思うんですけど、ここら辺の説明書きについ

でもう一度説明願います。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） フォーラムにつきましては来館者が自由に利用できるスペースということでございますので、ある特定の地区が占有したりということは考えてございません。

ただ、そういったフリースペースにおいてもイベント的に占有して利用する。そのようなイベントを行うということも考えられますので、条例上はそれを占有する場合には利用料を徴収することを規定したものでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 馬場部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） 少しだけ補足をさせていただきます。この地域の集会所のようにと書いてある、1つの例えとしてこのような表現をさせていただいております。今後につきましては紛らわしいような形であれば、また表現のほうを改めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ここで質疑の途中でありますが、10分間の休憩とさせていただきます。

午前 11 時 休憩

午前 11 時 10 分再開

○総務委員長（月岡修一議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き議案質疑を進めます。

質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 料金体系別表 2 の下に書いてある備考の中からお伺いします。共有部分を有する場合、各部分 1 時間につき 1,000 円ということで、具体的に言うと先ほどのフォーラムも占有する場合は 1 時間に 1,000 円ということだと思っておりますけれど、ここで言う占有というのはどのような状態を指して 1,000 円徴収するのでしょうか。

さきに予約の段階で予約なしで利用できるということですので、予約なしでもここは占有状態に陥るケースがあると思っておりますけど、そこら辺の占有の判断はどのような判断をされるのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） まず、共有部分でございますが、1つの団体が使っていたとしても、ほかの団体が後から来ても一緒に共有して使うというのがフリースペースでございますが、あらかじめこの共有部分の施設を1団体である一定時間占有してその団体のみで利用したい場合について、この備考を適用するというところでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 その場合は事前申告なのか、後で徴収するのか、そこら辺の占有という手続についてはどのような考え方なんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 松本課長、答弁願います。

○市民協働課長（松本小牧君） 共有部分の占有についてはあらかじめ予約をしていたというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 だと思わすけれど、私が質問したのはあらかじめ予約をせずに利用できるということですので、あらかじめ予約をせずにそこを占有していた場合は、一定の団体が一定の時間占有していた場合どういうふうな手続になるのかお伺いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） それにつきましては結果的に1団体が使っていたということでございますので、占有には当たらないというふうに解釈しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、ここで言うフリースペースですので、結果的に1団体がずっと使っておってほかの人が入りづらかったということであっても、それは占有には当たらないということだけで利用できるということですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 結果的にそのスペースにおいて1団体が利用している状

態であったということについては利用料金等を徴収するということではございませんが、もちろんフリースペースでございますので、ほかの来館者が後から来ても入りやすい雰囲気というのは必須だというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 そういうことからいくと、ここの占有の1時間1,000円という徴収基準が非常に難しいというふうに思います。そういうフォーラムのほかにもう一つフリースペースで質問しますが、ラーニングスペースというのが北館4階にあります。ここは説明書きを読みますと学習室として開放するということが記載してありますけれど、これも事前の議案説明のときは市民活動グループが使用するという説明があったんですけど、ここは市民活動の専門のスペースなんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） ラーニングスペースにつきましては、図書館の自習室のようなものというふうに考えていただければよいかと思いますが、全ての個人、団体等が利用できるというものでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということでここで書いてある学習室というのはいわゆる図書館のイメージのような自習室ということで、基本的にここは高校生とか、中学生とか、そういう方が自主勉強する場合のようなスペースをイメージしてフリースペースにしたと。こういう理解をすればよろしいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 あと利用できる備考の1番目で商業、宣伝、営業等が目的のということと利用料金3倍、ここの施設を利用できるのは基本的には先ほどの説明であったあらゆる

団体がひとしく集える場所というふうに説明があったと思います。そういうことからいきますと、具体的にいくと例えば政治団体とか宗教団体もここは利用できるのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 文化会館と同様で制限はございません。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 もう一点お伺いします。あらゆる団体がひとしく集える場所ということですので、先ほどから出ていますいろんな団体、市民活動グループを含めて全ての団体を対象にされている集いの館だと思いますけれど、例えば1つの団体が利用する場合にその道具といいますかね。小道具なりを収める貸し倉庫のような場所はないのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 現段階では想定してございませんが、そのような利用上の様々な要望につきましては今後開館後皆様の意見を聞きながら、順次取り入れるものは取り入れたいというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 これは今後検討するということですので、例えば1つの団体が利用する場合、その団体がいろんな小道具なり大きな道具なりをこの場所に置いておいてほしいとか、そういうようなことの利用も利用料金、この体系にはそういうのがないんですけれど、そういうようなことも想定されるんですけれど、そういう想定はされているのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） それらにつきましては、例えば設ける場合は指定管理者等が倉庫等を設けたりということだというふうに思いますが、それにつきましては指定管理者の中で決めていく事項かなというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 同じく備考の3番と5番についてお伺いします。この3番の市外の者が利用する場合はこの表に定める使用料の2倍の額とする。これがもし市外と市内の人が混在する場合のお部屋の利用料金というのはどうなるんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） こちらにつきましては文化会館、体育館等も同様な規定がございますが、本市に住所を有する者及びそのものの構成団体員ですとか、本市に存する会社とか学校に通勤、通学する者及びその団体というふうでございますので、同じような運用をしていくつもりでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 5番の駐車場の使用料についてです。この1時間につき200円を上限に徴収するという、この上限の意味はどういうことですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 1時間につき200円を上限というふうにここに規定しておりますが、指定管理者が実施する場合にはこの範囲内で設定するということになるかと思えます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは確認なんですけど、市民活動団体がこれまで市民交流センターの場合、登録すると無料で活動室だったりとか部屋で打合せができていたんですけども、それは先ほどの説明から全て一律で有料になると、そういうような認識でよいでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 利用条件は一緒でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 条文の第15条の準用を見ますと、第5条、6条、8条が指定管理を行う場合は市長とあるのを指定管理者と読み替えるというふうにあるんですね。これで5条、6条、8条を見てみますと、5条の利用の許可だとか、制限とか、取消しとか、そういったことは市長が認めるのではなくて指定管理者が認めると、そういうふうになるという認識でいいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） そのとおりでございますが、市と協議の上ということでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは少し迷いましたけども、この議案、共生交流プラザ条例の制定については反対にしたいと思います。

先ほど運用の中で実施していくということではあったんですけども、やはり市民交流センターの条例から共生交流プラザの条例になる中でこの市民活動の推進という文言、そのほかにも地域社会推進等、そういったところがなくなっていくということで、これは市民活動の推進につながらないのではないかなというふうに考えます。

市民活動は市民が主体となって地域課題や社会的な課題に取り組むと。そういった課題や市民のニーズ、そういったものは今後多様化するというふうに考えられる中で、そういった活動をより推進して活動を支援する。そういう環境整備と、そしてそういったような条例、条文が不可欠ではないかなというふうに思います。

市民協働とは一体どういったものなのか、どのようにして市が進めていくのかということを進捗条例や豊明市の第2次協働推進計画、そういったことを再度照らし合わせていただいて、この多世代交流施設をどのように運営していくのがよいのか考えていただきたいというふうに思ひまして、反対の討論とします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに討論のある方、挙手を願います。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 議案59号に賛成とします。詳しくは本会議場でお話ししますが、まず高

く評価できるのは、市民活動団体、生涯学習団体、スポーツ団体、サークル、個人など、利用できる施設の利用条件が市民の誰もが同じであるという点です。先ほども答弁いただきましたが、現在豊明市には社会福祉協議会、生活支援コーディネーターや民生委員、区や町内ごとのキーパーソン、中間支援機能市民活動団体等、個人、団体が役割機能を発揮されている方が多くいらっしゃいます。

その様々な人の取組が健康長寿課の取組、防災防犯課の取組の結果となり、他市町から多くの方が豊明市へ視察に来られる数字です。その様々な現場にいる各地域の中間支援的役割を持つ関係者がこの共生プラザにて交流や活動ができることは今以上の結果を出せるのではないかと期待します。そのような数々の理由からこの条例には賛成とさせていただきます。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この第59号のプラザ条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

基本的にはあらゆる団体がひとしく集える場所ということですので、特定の団体に偏らないという。そして、その思想は料金の減免規定がありますけれど、減免規定についても特定の団体に偏った減免をしないと。あらゆる団体をひとしく対応するというので、ぜひこのプラザの運営についてお願いをしたい。

そういう思想からいくと、先ほどのフォーラムにつきましても地域の集会所のようというこの表現は改めていただきたい。やはり先ほどの説明で少しあったように、みんなのテラスの待機所のように入れるというようなイメージをされているのであるのならそういうような表現にさせていただくとありがたいというか、改めていただきたい。

したがって、いろんな団体が場所的にはこのフォーラムは非常に使い勝手がいいんですよ。場所がいいですから。ですから、ここはむしろ料金体系にきっちり入れたほうが、基本的にはそれをベースにして、それ以外の利用もできるというようなことにされたほうがいいというふうに私は思います。

そういうようなことがありますけれど、基本的にそのようなプラザであっていただきたいのと同時に、最後にここは市民が必ず年間使用したいと思うようなプラザにさせていただきたい。そのためには、にぎわいをどういう形でつくるかという指定管理者の知恵の出どころだと思いますので、そこのところにもにぎわいを創出したプラザにさせていただくということを要望して賛成討論とします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第59号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（月岡修一議員） 賛成多数であります。よって、議案第59号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第60号 豊明市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして理事者の説明を求めます。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） それでは、議案第60号 豊明市個人情報保護条例の一部改正について説明をいたします。

この案を提出するのは、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからです。

1枚おめくりください。

第35条第2項では、内閣府に新たにデジタル庁が設置されたことに伴い、情報提供等の記録を訂正した際における通知の送付先が従来の総務大臣から内閣総理大臣になったことにより改めるものです。

また、根拠法令で号ずれが発生したため改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、この改正された第35条の条文の意味をもう少し説明していただきたいんですけども、これを読みますとその実施機関が次の各号に掲げる区分に応じて遅延なくその旨を書面により通知するというふうにあるんですけども、この中でまずその必要があると認めるときというのは例えばどういったときなのかということ。

その改正後これが総務大臣から内閣総理大臣に変わるんですけども、どういったものを書面で通知するという事なんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 訂正するものにつきましては、豊明市の個人情報保護条例上

のことに当たりますので、個人情報の開示請求等がありまして、その方から開示された情報が間違っていると、そういったものがあつたときに情報を提供するような形となっております。

そして、情報提供する項目ですが、申し訳ありません。ちょっと手元にありませんので、後ほどお答えをさせていただくというふうでよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑を続けます。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一点お聞きしたいんですけども、今回番号法の第19条の号ずれによって指し示すところの変更になったということなんですけども、それではどういう文言が新しく追加されたんでしょうか。それによって市への影響って何かあるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 19条の第4号というものが追加されました。こちらにつきましては、主に従業員と民間企業のほうの関係のことが追加されておりまして、市につきましては影響がないと思われまして。

ただ、19条の7号、8号が8号、9号というふうに動いております。こちらにつきましてはそれぞれ根拠法令となっておりますので、例えば健康保険に関すること、あと予防接種、地方税法、住民票、そういったものが移動されるときにはそのずれが発生しますので、今回訂正をかけさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方、挙手を願います。

山田課長、答弁できますか。では、答弁を続けてください。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 先ほどの情報ですが、法律、条例等で定める情報となっております。例えば税の情報等です。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で答弁は終わりました。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第60号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第63号 令和3年度豊明市一般会計補正予算(第6号)についてのうち本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして理事者の説明を求めます。

中田課長。

○公共施設管理課長(中田勝次君) それでは、公共施設管理課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書、12ページ、13ページをお開きください。

上段、2款 総務費、1項7目、4 公共施設管理事業8,555万2,000円について、右の説明欄1行目、手数料318万4,000円の増は建物の外壁及び内装材のアスベスト分析調査に要する費用でございます。

2行目、事業損失防止事後調査業務委託料229万9,000円は、栄中学校擁壁改修工事完了後の隣接住宅における工事による影響について調査を行うためでございます。

3行目、小中学校特別教室等エアコン設置工事費6,768万4,000円は、既に設置済みの普通教室や図書室等を除く理科室や図工室、家庭科室などの一部にエアコンを新設するためのものです。

4行目、栄中学校擁壁改修工事費1,238万5,000円は、既設擁壁の安全性を考慮し、解体撤去の上、新しい擁壁を築造するためでございます。

次に、補正予算書5ページをお開きください。

上段、第2表 繰越明許費8,134万9,000円は、防災行政無線更新工事及び関連します防災行政無線更新工事監理業務委託の2件がその対象でございます。

以上で公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長(月岡修一議員) 中村課長。

○企画政策課長(中村泰正君) それでは、企画政策課所管分の御説明をしますので、補正予算書の12ページ、13ページの中段を御覧ください。

2款1項8目 企画費として216万8,000円の増額となります。

13ページ中段の地域創生事務事業の説明欄を御覧ください。

消耗品費23万8,000円は、多世代交流施設に設置する消火器41本を購入するものでございます。

その下にございます備品購入費193万円は、北館4階と南館3階、4階に設置する救助袋を購入するものでございます。

以上で企画政策課の説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 続きまして、防災防犯対策課所管分について御説明させていただきます。

12ページ、13ページをお願いします。

2款1項13目 防犯対策費、防犯対策事業の駅周辺防犯カメラ設置工事費1,264万8,000円は、駅利用者の防犯対策として前後駅、豊明駅、中京競馬場前駅に各10基ずつ設置するものでございます。

続きまして、16、17ページをお願いします。

9款1項3目 消防施設費、消防施設維持管理事業の消火栓設置負担金329万1,000円は、付近に住宅や施設がありながら消火栓がなく、火災時の消火作業が困難な栄町梶田、阿野町長根、杓掛町中川に地下式消火栓を設置するものでございます。

その下、4目 災害対策費、災害対策事業の消耗品費133万5,000円は、避難者の方が避難生活で使用するためのおむつや生理用品を購入するものでございます。

その下、災害対策事務事業の災害時用資機材購入費90万8,000円は、平成30年度から毎年事業者様により避難所に資機材を配備するための財政支援として寄附を頂き、災害時用移動式赤ちゃん駅を二村台小学校、三崎小学校、多世代交流施設、旧唐竹小学校になりますけれども、こちらに配備するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。

8、9ページをお願いします。

17款1項1目 一般寄附金のうち防災・防犯対策費寄附金100万円は、歳入の2款 駅周辺防犯カメラ設置工事費に充当させていただきます。

その下、災害対策費寄附金50万円は、9款の災害時用資機材購入費に充当させていただきます。

続きまして、5ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

1段目の駐輪場再整備事業は、自転車駐車を再整備するため、前後駅前市営駐車場及び前後駅南地下駐車場を廃止するとともに、公益財団法人自転車駐車場整備センターと協

定を締結することで市営の駐輪場でなくなるため廃止するものでございます。令和4年度に債務負担行為としてお認めいただくものでございます。8,800万円を限度とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 加藤課長。

○債権管理課長（加藤健治君） では、債権管理課が所管するものについて、歳出の御説明をしますので、補正予算書12、13ページをお開きください。

12ページ下段、2款 総務費、2項 徴税費、2目 徴収費におきまして550万円を増額し、徴収費の合計を6,562万円とするものであります。

13ページの説明欄を御覧ください。

過誤納還付金を550万円増額するものでございます。これは今年6月までに過誤納還付金の額が大きいものが2件、合計で550万円余り発生し、年間の過誤納還付金の額を過去の実績に基づいて積算すると、早ければ12月までに予算がなくなる可能性があることを受け、予算の増額をお認めいただくために提出させていただいたものであります。

以上で債権管理課の説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、補正予算書14ページ、15ページをお開きください。

上段の2款3項1目 戸籍住民基本台帳費、3 戸籍住民基本台帳事業、住民基本台帳事務155万5,000円、会計年度任用職員期末手当19万9,000円、会計年度任用職員費用弁償3万8,000円、通信運搬費2万5,000円、個人番号カード出張申請業務委託料173万7,000円、図書及び器具購入費113万7,000円の増額です。マイナンバーカードの申請者を募るため、新たな取組として出張申請を行います。通勤、通学で利用が多い前後駅や公共施設等へ出向き、手軽に申請ができるようにするための増額です。

続きまして、歳入について御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

中段の14款2項1目1節 戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事務費補助金469万1,000円の増額です。こちらは先ほど御説明した個人番号カードの出張申請や事務に係る国庫補助金で補助率は100%です。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

下段の歳入、18款 繰入金の財政調整基金繰入金9,918万6,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

続いて、10ページ、11ページをお願いいたします。

21款 市債、1項5目の臨時財政対策債6,230万円は、当初予算で13億2,000万円をお認めいただいておりますが、交付税算定の結果、臨時財政対策債発行可能額が13億8,236万2,000円と通知されました。これに伴い差額分の増額補正を行うものです。

地方債につきましては、5ページ下段の第4表 地方債補正変更にて計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） すみません。先ほど私のほうで消火栓の説明をさせていただいたところで訂正をお願いしたいと思います。場所としまして、先ほど栄町梶田、阿野町長根、沓掛町中川というふうに御説明させていただいたんですけども、正確には中川につきましては当初予算で上げさせていただいておりますので、今回の補正としましては残りの2か所というふうで訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、補正予算書17ページをお願いします。9款 消防費なんですけども、災害時用資機材の購入費、赤ちゃん駅のテントのセットだということなんですけども、これは以前にも各小学校にも配置されていたと思うんですけども、これで全小学校には配備が完了したということなんですかね。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 令和元年度に豊小、中央小、沓小、令和2年度に栄、大宮、館という形になっておりますので、今回で小学校については終了という形になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 これは事業損失調査業務だから、12ページ、13ページの公共施設管理事業で事業損失防止事後調査業務委託料ということですが、これは具体的にはどういう内容でしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 1 検査に対して、隣地に対してなんですが、事前に昨年度の委託の中で事前の調査を住宅に対してさせていただいております。それに対して工事完了後において昨年度と同じ、いわゆる工事完了後においてどのような変化、状態があったかということ、同じ内容を調査するものでございます。

以上です。

（どこの部分か分からん。工事完了の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 失礼しました。栄中学校の擁壁の工事に関連するものでございます。

以上でございます。失礼しました。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方は挙手願います。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 13ページの7目 財産管理費の中の小中学校特別教室等エアコン設置工事費、この中の特別教室というのが理科室、図工室、家庭科、このほかにも特別室はあるんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 例えば中学校でいいますと美術室、あと技術室、いわゆる木工室とか金工室と呼ばれるもの、一般的な特別教室以外にも学校によっては相談室とか等と読んでいる理由としましては特別教室以外の相談室だとか放送室というのがありますので、そういう読み方をさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 そのエアコン設置特別教室関係で、これで大体小中学校の普通教室、それから特別教室の設置はほぼ終了という理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） これで全てではございません。今回は部屋の稼働率とか学校の要望を聞きまして、小学校では3室、4室程度、中学校では5室程度ということを上限にしまして抽出して部屋を選びました。ですから全てではございません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、学校が要望した設置場所に対してそれは全て満たさないという理解でよろしいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 委員おっしゃるとおりです。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方、挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどのエアコン設置工事費についてなんですけども、以前普通教室のときは国からの補助だったり起債があったと思うんですけど、今回は何もないんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 現時点ではありませんが、まだはっきりはしていませんが、第3次臨時交付金、コロナの関係ですね。あちらが充当できる、今のところ予定ではありますが、まだ確定ではありません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑の方、挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 3駅に対する防犯カメラ、どこだった。13ページ。3駅に対する各10台の防犯カメラの設置ですけれど、この防犯カメラの設置の予算計上をされていますけれど、設置に向けた調査活動とか、そういうまだ予算措置を伴わない事前の段取りというか作業はある程度進んでおるんでしょうか。進んでいるんならどの程度進んでいるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 場所の選定につきましては3駅当然調査する必要があるんですけども、先週豊明駅につきましては私どもと地元の方と警察関係者の3者で調査させていただいております。結果につきましては今後出てくる形になりますし、豊明と中京競馬については今後警察等と日程を合わせながらやらさせていただく予定であります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 関連します。この駅周辺の防犯カメラなんですけども、これは単純に1基割りすると42万円ぐらいになるんですけども、要はカメラをつけるだけじゃないですよ。費用としては、こういったものが入ってくるのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 設置の方法が幾つか種類は考えられます。今回の設置の方法としては一番高いやつをちょっと想定しております、独立柱といいますか、柱を立ててそこにとりという形で高い金額になっております。それ以外にも例えばですけど、電柱に共架させていただく場合ですとか、あるいは私どもが持っている防犯灯とか、そういったところで設置が可能であれば当然安くなりますけど、一応高い値段、一番高いやつで考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 同じく防犯カメラについてなんですけども、まずこの設置工事費の中にカメラ自体の備品は含まれているのかということと、あとこのカメラを設置して誰がどのように確認していくのか。特に夜間等が危ないかなと思うんですけども、その辺りはどのような体制で確認するんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） まず、こちらの見積りといいますか、こちらの中に当然ながら備品等も入っております。

カメラの確認につきましてはこちらは市営でやりますので、当然市が管理していきますので、こちらのほうでもし警察等から照会があれば私どものほうから出すような形になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 では、5ページの公共施設の管理事業の繰越明許費についてです。これは本会議で繰越明許にする理由を指名業者からの質疑等があつて内容を精査してというところで説明がありましたが、事業者からどういった内容の質疑があつてどのような調査をされたのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 主には2点でございます。こちらの無線の親局であります市役所の災対本部に設置します無線機を3台にする必要性と、令和2年度設置の同報系無線との連動、あるいはJアラートとの連動に対する考え方が主な質疑の内容でございます。

引き続きよろしいですか。では、無線のほうは令和2年度の設計業務委託の中で豊明市全域はMCA無線によって3中継局をもって良好な状態での受信が可能ということが判明しております。また、MCA無線は災害に強いシステムであります。万一非常時に単一无線モード、いわゆる他の中継局との無線機通信ができない状態に陥った場合は、そのような状況下においても市内全域の通信が良好な状態で行えるよう、あるいは機械の冗長化というか、1台壊れたときの補助ということも含めて結果的に3台という設定をさせてもらっています。

次に、連動の件なんですけど、同報無線、Jアラートの連動そのものは機械的には可能なんですけど、昨年設置しました同報系のインターフェースの情報開示が必要であり、同報系の施工業者、納入業者との折衝が必要なこと。また、当初において連動することとしていた理由として、災害対策本部における操作卓業務のワンオペレーションを想定していたということだったんですが、その辺りはまた再検討の結果、実際の運用においてワンオペ

レーションは難しいものと判断したため、連動はなくしたということが結果でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方、挙手を求めます。

宮本委員。

○宮本英彦委員 13ページの公共施設管理の手数料318万4,000円、アスベスト分析調査ということですが、この場所、アスベストの調査する場所はどこでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まずは老人憩いの家で、来年度解体工事を予定しています前後、中島、唐竹、三崎及び内山の5老人憩いの家、それと中学校のトイレ改修工事に基づくものですので、豊明中学校、栄中学校、沓掛中学校3校と。あとはまたこれも来年度工事を予定しています南部公民館の図書室機能拡充等整備工事におけるもの。

それと、ここからはまた実施計画に上がってきているものなんですけど、清掃事務所の車庫棟、細長い建物が、事務棟じゃなくて車庫棟というのがあるんですけど、そちらの屋根裏に裏打ち材というものが打ってありまして、そちらはアスベストが過去ほかのところでも入っていたことがありましたので、こちらもちよっと大分裏打ち材がぼろぼろと落ちてきている状態だということは所管課の環境課の写真からも確認はできておりますので、こちらの確認をする。

あとは今年度工事、今から発注します工事なんですけど、坂部の歴史民俗収蔵庫、こちらについて100年ほどの建物なので、当初予定はしていなかったんですけど、念のため見積り業者に見ていただいたら少しそのようなちよっと疑いのある材料があったということなので、こちらを上げさせてもらっています。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質問、よろしいですか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 では、13ページの財産管理費の栄中学校の擁壁改修工事、ちょっと資料がなくて残念なんですけども、まず隣地地盤面の高さが既存の擁壁を造った際の隣地地盤面の高さ、今回擁壁を造るときの隣地地盤面の高さ、これの違いというのは比較されているのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君）　ここで委員言われる隣地地盤というのがちょっとどちらを指すのかということが、いろいろ全て平らではないので何とも言えませんが、住宅が建っている、一般的に私ども宅盤といますが、そちらの高さは当初学校を造成したときとお隣の隣地の方も学校を造成した後に建て替えをされています。建て替えをされているんですが、隣地の方からの御厚意で図面のほうを提示いただいて確認をさせていただいたところ、学校の新築の造成のときの高さと建て替えのときの住宅自体が建っているところの宅盤は全く同じ数字でございました。

ただ、多分委員おっしゃるのは、その裏にある花壇のところはどうなのかということが多分おっしゃりたいんだと思うんですが、当時も学校の造成のときは図面を見る限り自然な形の、この前の議案質疑のときも少し回答させていただいたと思うんですが、自然な形ののり面でございました。花壇に整地する際に一番高いところでも約20センチぐらいは少し削った形跡はあるんですが、もともと自然なりのり面なので、多少の花壇に対する整地、20センチ弱ぐらいの少し切土ということはこちらとしても図面上は確認していますが、大幅な建て替えとかにより何か変わったということはないと認識しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員）　答弁は終わりました。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　具体的に隣地と接している花壇の高さというのは新たに設置するときにもどのような高さで隣地、花壇の高さですね。どういうふうにするかというのは測定はされているのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員）　答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君）　昨年度委託業務の中で測定はしております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員）　答弁は終わりました。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　その高さが最初に当時学校を造ったときの擁壁の隣地地盤面の高さ今回設計して造ったときの高さというのは違いがあるのかどうかというところを聞かせていただきたいんですけど。

○総務委員長（月岡修一議員）　答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 委員、これは宅地、住宅が建っているところなのか、花壇なのか。

（花壇ですの声あり）

○企画政策課長（中村泰正君） 花壇は先ほど申しましたとおりかつては自然なのり面であって、当時のこちらの造成図にも高さが書いてありました。そこから住宅の宅盤が変わっていないということを前提に今回測定しまして、約20センチぐらいは最大で少し削った跡はあるんですけどということを先ほど御説明しましたので、今回も同様でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 宅盤高さを基準にしたということで理解しましたけども、本会議でこれは説明がありましたけども、今回隣地所有者の方の擁壁に対しての負担はないということで、それは市から擁壁のやり直しを申し入れたからというようなお話がありましたけども、ということは市が当時擁壁を造ったときに、それはもともと造った擁壁が安全上問題があったということを市が認めるということになるのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 決してそういうことではございません。当時の考え方、設計の考え方や許可のことを今ここで否定しているわけではなく、今の考え方に照らし合わせてみるともしかしたら少し甘いところがあったのかもしれないですけど、当時四十数年前のことを決して否定していることではありません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 15ページのマイナンバーカードの出張窓口の件でお伺いします。これは全額国庫負担なんですけど、全額国庫負担ということはマイナンバーカードの出張窓口を開いてカードを増やさないというような国の方針というか、総務省の方針というか、そういうようなことに従って全国同じ取扱いのような出張窓口を開くという、こういう意味合いでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 今、委員のおっしゃるとおりでありまして、国のほうがマイ

ナンバーカードの促進をしております。そして、マイナンバーカードの事務交付補助を使って積極的に促進をしていくように言われておりますので、今回新たな取組として出張申請のほうを行いたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 それと、あと出張する出先の場所なんですけど、これは具体的にはどういうところへ出かけられるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） まだ確定したわけではありませんが、市民の方の往来が多い場所ということで通勤、通学の多い駅ですとか、あと土曜日、日曜日ですと図書館ですとか、南部公民館ですとか、あと健康診断などで利用がある保健センターもということも考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、具体的なイメージでいくと例えばテントを張ってマイナンバー受付というような、そんなイメージでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 宮本委員のおっしゃるとおりで、そのようなイメージをしております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、基本的にはそういう場所に出かけて行ってその場所によって開設時間というか、営業時間は違うと思いますが、そこら辺の開設時間とか、開設日とか、そこはもう臨機応変に対応するというようなイメージでよろしいんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 駅ですとかやはり皆さん通勤、通学の時間帯でいきますと、

平日 3 時30分から 8 時30分の 5 時間を予定しております。あと土曜日、日曜日に関しては午前10時から夕方の 6 時の 8 時間を予定しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

お諮りいたしますが、まだ質問が続くようでしたらお昼の休憩に入りますが、そんなにかからないというんでしたら続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。あまり長い質疑は切りますから、そのつもりでおやりください。

じゃ、続けていきます。

質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 あと消火栓について、消火栓の設置負担金が17ページにありますけれど、これは消火栓設置負担金ということなんですけど、場所が2か所で阿野町の長根というところと梶田というところ、この設置理由が、この消火栓というのがまずどういう消火栓、立ち上がり消火栓のことではないですわね。内容についてお伺いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましては大きさとしてはパイ65ということで地下式という形になっておりますので、いわゆる補助金を出して地元で建てていただいている立ち上がりとは別物になります。こちらは消防が使うものになっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 消防が使う消火栓ですので、その負担金で329万1,000円ということで、負担金ということは工事費を一部負担するという、元はどこが負担するんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらは水道管につけるとということで中部水道企業団に設置していただく形になります。そのための負担金という形になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一度13ページの栄中学校の擁壁についてですけども、これもち

よっと図面がないのでなかなか説明が難しいんですけども、これは隣地の方から見て北側の擁壁で、学校側から見て南側になりますけども、それは今回改修工事をするのは角から角までの一面全部を改修するのか、それともその一面の中で途中で切られて改修するのか。それはどちらなのでしょう。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 東の端から西の端全てではなくて、東の端から約3分の2程度を今回は改修いたします。残りの3分の1は隣地側の高い倉庫の壁とかがありましてそちらは触れませんので、残りの3分の2を今回改修いたします。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 隣地の高い壁があるということなんですけど、根入れについては改修する工事のところの根入れと同じだけ根入れというのはあるのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 擁壁もこれは高低、高さが一定でございませんので、一言ではなかなか申し上げられませんが、根入れはそのようにございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 私がちょっと見に行ったときに学校側から見えるんですけども、擁壁の底盤がちょうど宅盤と同じぐらいの高さになっていまして、隣地のほうで壁があつてというような形だったんですけども、その辺りは根入れのことは問題ないのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 擁壁の底盤は宅盤、いわゆる先ほど申しました住宅が建っている高さではなく、擁壁の一番底は花壇より上の位置です。ですから、住宅の建物が建っているところ、もう少し低いんですけど、そこまでには擁壁の底盤はもともと入っていません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） すみません。中田課長、この質問は2人しか分からない

ような内容ですので、現地でやってください。

質問を打ち切ります。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今度5ページの駐輪場の再整備事業、先ほど条例のほうでもいろいろお聞きしましたが、本会議で大災害の場合は市の負担が8,800万というふうになるだけでなく調整が必要との説明がありましたけども、例えば大雨で浸水につかってそういった機器が壊れたりとか、そういったことを市が見るといような協定を考えているのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 基本的にはそういった設備費については先方のほうで私どもは考えております。本会議で説明させていただいたのは、まずはないと思うんですけども、基本的には今回整備センターのほうで造るわけではなくて、地下駐車場等は私どもが先に建ててそれを転用する形でやっておりますので、向こうの責任で建てた建物ではないということで、万が一例えば大地震とかでその躯体とかが壊れたとか、そういった場合については向こうには責任がないということで、市の負担が出てくる可能性があるのと、そういった旨でお答えさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第63号 令和3年度豊明市一般会計補正予算（第6号）については反対したいと思います。

理由は2点です。1点目は栄中学校の擁壁の改修について、こちらは私も現地を見ましたけども、確かに施工状態は粗いですし、底盤が今現状出ているということなので、何かしらの対応はしなければならないというふうに思っておりますけども、宅盤の高さに基準を合わせて底盤をその下まで掘り下げて擁壁を造り直すというのはやはり過剰なサービスではないかなというふうに考えますので、これについては反対です。

もう一つは、やはり駐輪場再整備事業についてですけども、こちらは議案第57号とほとんど理由としては同じですけども、そもそも市営駐輪場の全面有料化ということで整備センターと協定を結ぶということが前提になっている債務負担行為ですので、この2点につ

いて反対いたします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに討論のある方。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 議案63号、豊明市一般会計補正予算本委員会所管部分について、賛成の立場で討論します。

小中学校の特別教室など、エアコンの設置は子どもたちへの教育環境に対し必要な事業です。また、栄中学校の擁壁改修工事は民地との境界部分の整備の工事費で、なぜ今行うのかという意見もありますが、今は地球温暖化の影響もあり、線状降水帯などがいつどこで発生して豪雨による被害が出るかもしれません。今後市役所サイドが民間に対し被害を起こさないためにも、予算のめどが立つ平時のときに行っていたほうがよい事業だと思います。

また、防犯カメラ設置事業については3駅周辺に防犯カメラが強化されることは女性の立場からしてもとてもありがたいと思います。以上の理由により賛成といたします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論をいたします。

基本的に計上されております補正予算につきまして、それぞれ質疑の中でお伺いしました。全般にわたって適切な予算計上と判断し、賛成とします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第63号の一般会計補正予算の総務委員会の所管部分について、賛成の立場で討論いたします。

まず、栄中学校の擁壁の改修、当然隣地の方の安全を確保するというためでもこれは進めてほしいです。もう一個つけ足ししますと、西側の一面も結構年数もたっていてちょっと危ういなというような意見も地元から出ておりますので、その辺りも今後はちょっと検討してもらいたいと思っています。

あと駅周辺の防犯カメラ、これも以前私一般質問でやらせていただきました。今こういったカメラとかで情報、画像のデータを共有して、今後の犯罪があったときとかに役立つという時代になっておりますので、今後は駅周辺以外にも進めていくかと思っておりますので、こういった事業は賛成していきたいと思っております。

あとはまだほかもございしますが、そういった理由で賛成したいと思います。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第63号のうち本委員会所管部分については原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（月岡修一議員） 賛成多数であります。よって、議案第63号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後零時9分閉会